

明治期『婦人衛生雑誌』に掲載された普通看護法と 明治期女子教育の意義

広島文化学園大学大学院看護学研究科
中 井 芙美子, 佐々木 秀 美

論文要旨 本研究は、明治期刊行の『婦人衛生雑誌』に掲載された『普通看護法』の内容を検証し、現代、看護技術教育で採用されているテキストの内容を比較したものである。『普通看護法』の内容は今日の看護技術教育の内容と類似の目的を有している。そして、環境を整えることの一般原則、すなわち、病室の明るさ、空気の流通、病室の領域、部屋の温度、騒音、ベッド、および適切な寝具の選択が人々の健康維持に重要であることは、両者共に同一の目的を有していた。しかし、一方は家庭を守ることが女性の役割であった時代であり、他方は、看護専門職を目指す看護学生に対する教育であったために内容・方法において若干の相違があった。

キーワード：明治時代、看護教育、看護法、女子教育、療養環境

■ はじめに

『婦人衛生雑誌』¹⁾は、私立大日本婦人衛生会²⁾が1887年(明治21年)に創刊されたものであり、当時の知識階級の女性たちによって推進された。発起人はわが国の女医第一号である荻野ぎん子³⁾と桜井看護婦教育所第一期生卒業の鈴木まさ⁴⁾である。同誌には同会設立の目的が以下のように述べられた。

「夫れ人の此世(このよ)にあるや徒(いたずら)に生活するを以て満足する者にあらず然らば高尚の生活を為す事を務めざるべからず高尚の生活とは天賦の能力を開発し知徳を磨き職分を盡(つく)幸福快樂の生涯を為すにあり然れども健康の身体にあらざれば以て此の生活を為す能はず」⁵⁾

彼女らによれば、満足度の高い高尚な生活をするには、国民それぞれの天賦の能力を開発する教育を行うことは重要であるが、しかし、健康でなければそれも実現できない。健康を維持するには衛生の法を知らなければならない。よって、女性に衛生思想を普及させるために『婦人衛生雑誌』を発刊すると明確に述べられた。天賦の能力を開

発し知徳を磨きという言葉の背景に、これまでの女子教育のあり方が問われていると考えられ、同時に、家庭内における女性の位置づけと、その位置づけから来る女性の役割などを憂いたことが、女子の教育を高めていき家庭の衛生、強いては社会全体の衛生を高めていく必要があるとの考えに至ったのであろう。

又、1886年(明治10年)のコレラの流行に始まり、発疹チフス・痘瘡などの感染症の流行によって、一般市民への伝染病や衛生知識の啓蒙活動を痛感させることになった。ゆえに、半官半民の数々の活動組織の1つとして私立大日本婦人衛生会が設立され、一般国民、特に家庭の衛生を担う女子達への知識普及を目指したものである。同会は女性中心の活動であり、先述した2名に加え、岡田美寿子⁶⁾、松浦里⁷⁾らの医療関係者、大沢作子、榊こう子ら医師の妻、加藤鈴子⁸⁾、南部隈子⁹⁾らのいわゆる“名士夫人”などが名を連ねる。

『婦人衛生雑誌』の執筆者は、当時著名であった医師たちであり、その活動は女性中心であっても、当時の著名な医師たちの卓越した医療・衛生に関する知識を活用しての普及を目指している。

なかい ふみこ

〒737-0004 広島県呉市阿賀南20-10-3 広島文化学園大学看護学部

本論の主題である『普通看護法』は『婦人衛生雑誌』第128号(明治33年)～152号(明治35年)まで連載された。掲載された『普通看護法』は、タイトルにみてわかるように、“看護する方法”についての内容である。又、内容的には現在、基礎看護領域で教育実践されている看護技術(論)の内容と重なり合う点が多く興味深い。又、多くの医師たちが実名で寄稿している中で、T・Sという人物は、匿名で、しかも医学的知識ではなく、看護法に関して寄稿している点も興味深い。そこには、匿名にしなければならない著者自身の事情、あるいは医学ではなく看護法という点に主眼をおいたことなどに匿名性が求められたのか、など様々な要因が複雑に絡み合った問題もあるいは包含していると考えられるからである。

そこで、本論では、『婦人衛生雑誌』に掲載された『普通看護法』を検証し、明治期の家庭・社会における女性の役割について検討し、現代、基礎看護領域で採用されている『基礎看護学テキスト』¹⁰⁾の内容比較、明治期の女子教育政策の検証などから、明治以降、歴史的・文化的の価値変遷の中で、女子教育政策の中で、看護法がどのように位置づけられたのかを検討する。

■ 研究方法

研究方法は歴史研究であり、以下の手順に従って検証する。

1. 明治期刊行の『婦人衛生雑誌』に掲載されている「看護法『普通看護法』」の記載事項の検証
2. “環境を整える”事に関する『普通看護法』の内容検証と医学書院 基礎看護学のテキスト「看護技術Ⅱ『環境調整技術』」との比較検討
3. 明治時代の女子教育政策と婦人衛生雑誌「看護法『普通看護法』」の位置づけの検証及び検討

■ 明治期刊行の『婦人衛生雑誌』に掲載されている「看護法『普通看護法』」の記載事項の検証

1. 著者 T・S について

「看護法『普通看護法』」(以後、『普通看護法』と記す)は『婦人衛生雑誌』第128号(明治33年)～152号(明治35年)まで連載された。著者は T・S と

いう人物である。128号(明治33年7月)は T・S のみの署名であるが、131号(明治33年10月)からは、在大学 T・S、137号(明治34年4月)から在大学院 T・S の署名、141号(明治34年8月)は Dr. T・S、142号(明治34年9月)からは在大学院 Dr. T・S、151号(明治35年6月)からは Dr. T・S と署名されている。この『普通看護法』の著者が大学生であり、後に医師になっているという点、その医師が『普通看護法』を看護的視点で連載したという点、又、その掲載文が匿名で寄稿された点から考えると、そうしなければならない特殊な背景があったと考えられることから、この T・S なる人物が何者なのか興味深い。明治時代の大学医学教育から推察するに、東京帝国大学もしくは京都帝国大学に在籍した人物なのではないかと推察される。

まず、東京帝国大学は、京都に帝国大学が設立された1897年(明治30年)に東京帝国大学と改称されたものであり、それまでは帝国大学と称した。帝国大学は、1877年(明治10年)に文部省直轄となった東京大学がその起源である。1684年(貞享元年)に江戸幕府が設立した天文方と、1858年(安政5年)に江戸の医者私財によって設立された神田お玉ヶ池に設立された種痘所、1797年(寛政9年)に創設された昌平坂学問所である。1863年(文久3年)に天文方は開成所となり、種痘所は1860年(万延元年)に江戸幕府へ移管され、1863年(文久3年)に医学所となった。1868年(明治元年)、明治政府は江戸幕府直轄のこれら3つの教育機関を開成学校、医学校、昌平学校として復興した。これら3校は、1869年(明治2年)に合併され東京大学となった。当初、前者2校を大学南校、後者を大学東校としていたが、1877年(明治10年)に文部省直轄となり、東京大学となった。1886年(明治19年)に“帝国大学令”が発令され、東京大学は帝国大学と改称した。さらに、1897年(明治30年)に京都に帝国大学が設立され、東京帝国大学と改称された。1897年(明治30年)に開設された京都帝国大学は、まず、理工科大学として設置された。続いて1899年(明治32年)に法科・医科が設置されている。

京都帝国大学の起源は、長崎に設立された長崎養生所(その後長崎精得館へ改称)まで遡る。長崎精得館の理化学部門は、江戸にあった開成所(現在の東京大学)の“理化学学校”として移設することになっていたが、明治維新の混乱で実現しなかった。1868年(明治元年)に明治政府は同校を舎

密局（せいみきょく、後の理学校）として大阪に開設することを決定、1869年(明治2年)に開校した。1870年(明治3年)、理学校は1869年に開設された洋学校と合併、開成所となった。開成所はその名称を大阪英語学校、大阪専門学校、大阪中学校、大学分校と変遷させ、1886年(明治19年)に公布された“中学校令”によって、第三高等中学校と改称した。第三高等中学校は1889年(明治22年)京都市の新校地へ移転し、1894年(明治27年)の“高等学校令”に基づいて旧制の第三高等学校となる。“帝国大学令”制定後の1895年(明治28年)、京都公家出身の西園寺公望¹¹⁾は、第三高等学校を帝国大学へ昇格させる提案を行い、1897年(明治30年)京都帝国大学設置に関する勅令が制定され、京都帝国大学が発足した。

つまりは、『普通看護法』が連載された1900年(明治33年)には、東京と京都に帝国大学が存在したことになる。が、京都帝国大学に医学部が設置されたのは、1899年(明治32年)であり、初年度に入学した学生であっても、3年間で医師免許を有することは不可能であると考えられるから、T・Sなる人物が京都帝国大学に在籍していたという可能性は薄い。

ちなみに1900年(明治33年)に関藤治朗(T・S)という人物が『普通臨床看病法』を翻訳・出版している¹²⁾。出版社は東京神田にある誠之堂書店である。しかし、関藤治朗著の『普通臨床看病法』¹³⁾には、外国の誰の著作を翻訳したのかの記載はなく、本人自身のプロフィールの記載もない。『普通臨床看病法』の目次立て及び内容は連載された『普通看護法』のタイトル構成上はかなり、類似しているが、しかし、その内容は酷似しているわけではない。さらに後付には『産婆看護婦規則詳解付き試験問題』の発売に関する広告が成されている。ちなみに、現、東京大学医学部が保管している明治30年代の学籍簿には、関藤治朗の名前を見出すことはできなかった。よって、関藤治朗なる人物についてもこれ以上の手がかりは得られていない。

又、1900年(明治33年)には、帝国医科大学付属医院に看護婦養成所が開設され、見習い生の募集が行われている¹⁴⁾。『近代日本看護史Ⅳ看護婦と医師』¹⁵⁾によれば、1899年(明治32年)には東京市養育院看護婦養成所が設立され、教育には光田健輔¹⁶⁾と菅井竹吉(T・S)¹⁷⁾という医師が担当している。看護婦の教育に参画しておりかつ、T・S

の署名にも合致する菅井は、最も『普通看護法』の著者に合致するが、現在のところ、彼の医師としての教育歴については確証が得られていない。菅井は光田と共にハンセン氏病治療の貢献者であり、著作『余が二十年間の実験及び研究』¹⁸⁾、『癩の治療法』¹⁹⁾などのカタカナ混じりの文体から考えると、『普通看護法』の文章構成からは別人であろうと推測される。ゆえに現在のところ、このT・Sなる人物についての確証は得られていない。

2. 『婦人衛生雑誌』に掲載された『普通看護法』の概要

『婦人衛生雑誌』に掲載された『普通看護法』は、1900年(明治33年)から1902年(明治35年)まで連載され、全部で24編である。その概要を表1に示した。

表1に示したように『普通看護法』の内容は、看護総論、病室の事、寢床の事、体温を計る事、脈拍の事、呼吸の事、体温表を作る事、排泄物の事、尿の事、尿量を計る、尿の比重を計る事、尿の色をみる事、尿の混濁する事、尿の反応をみる事、尿の成分をみる事、大便の事、略出物の事、吐出物、浣腸の事、皮下注射の事、水蛭(ひる)のつけ方、発泡の用い方、芥子泥の用い方、膀胱の洗浄法、罨法の話し、とこずれの事、外用薬の話、外薬、浴法の事、解熱浴、発汗浴、電気浴、鼻浴、耳浴、顔浴、手浴腕浴及足浴、座浴、浴法の事、全身浴、発汗療法、冷水療法、外傷の事、止血法の事、止血法の事、消毒の事、外科的消毒の事である。看護総論には、看護をする人の心得ともいべき大切な6箇条について記載されている。病室の事では、病人の過ごす環境について述べられており、換気されていることや適度な明るさが必要であることなどが記載される。体温を計る事、脈拍の事、呼吸の事、体温表を作る事は総じて現在でいうバイタルサインの測定についてでありその記録の必要性と方法について述べられる。排泄物の事、尿の事、尿量を計る、尿の比重を計る事、尿の色をみる事、尿の混濁する事、尿の反応をみる事、尿の成分をみる事、大便の事は、正常な尿と便についてとその観察方法、採取方法、尿や便といった排泄物への影響因子について述べられている。略出物の事、吐出物については、嘔吐のある患者さんの看護といった内容であり体位の工夫や口腔内の清潔の必要性について述べられている。浣腸の事は浣腸の方法についてである。皮下注射の事、水蛭(ひる)のつけ方、発泡の用い方、

表1 婦人衛生雑誌に掲載された普通看護法の概要

号(年)	タイトル	概要
128号(明治33年)	看護総論	看護する人の心得について
129号(明治33年)	病室の事(二) 寝床の事	第1. 病室の掃除について 第2. 病室の明るさ 第3. 空気の流通 第4. 病室の広さ 第5. 部屋の温度 第6. 音 適切な寝具の選択について 寝床の適切な環境について
130号(明治33年)	体温を計る事	体温の測定方法について
131号(明治33年)	脈拍の事 呼吸の事 体温表を作る事 排泄物の事 尿の事 尿量を計る	脈拍の測定方法について 呼吸の測定方法について 体温表についての説明と記録の仕方について 排泄物の説明 排泄物とは患者から出る痰や血液, 吐出物, 小便・大便のことである 採尿の仕方について 尿の始末の仕方と使用した道具の消毒について 正常な尿量について 尿量の変動する病気について 尿量の記録について
132号(明治33年)	尿の比重を計る事 尿の色をみる事 尿の混濁する事 尿の反応をみる事 尿の成分をみる事	尿比重について 尿比重の計り方 正常な尿の色について 尿が混濁することがあるのは冬の寒いときへの放尿後であること。その際には温かいところに置くとすぐに透き通ってくる。 尿がアルカリか酸性かをみる事であり, その反応をみる方法について 尿の成分について 尿の成分に異常がみられる場合の病気について
133号(明治33年)	大便の事 咯出物の事 吐出物	大便をとる方法(便器について, 便器での大便の介助方法について) 大便を調べる方法と観察項目 大便を採った後の後始末の仕方(感染患者の大便の始末の仕方について) 咯出物について 咯出物の多い患者の体位の工夫について 嘔吐して吐き出したものを吐出物という 嘔吐がある患者の体位の工夫と口腔内の清潔の必要性について
137号(明治34年)	浣腸の事	1. 催下浣腸 2. 下痢を止めるための浣腸 3. 病人の精神を休めるための浣腸 4. 腸を洗浄するための浣腸 5. 熱をとるための浣腸 6. 滋養浣腸
138号(明治34年)	皮下注射の事	皮下注射の方法について 必要物品, 手技, 後始末
139号(明治34年)	水蛭(ひる)のつけ方 発泡の用い方 芥子泥の用い方	医療の目的で使用される水蛭の使用方法与留意事項 発泡膏という膏薬を貼付して皮膚に水疱を作るものであること 使用方法について 使用方法と留意事項について
140号(明治34年)	膀胱の洗浄法 胃の洗浄法	膀胱洗浄の方法と留意事項 胃の洗浄方法

号 (年)	タイトル	概要
141号 (明治34年)	罨法の話	第一. 冷罨法 第二. 氷嚢罨法 第三. ゴム管冷罨法 第四. プリースニッツ氏罨法 第五. 温罨法 第六. 温粥罨法一名パップ罨法 第七. 乾湿罨法
142号 (明治34年)	とこずれの事	とこずれの発生機序と処置の仕方
143号 (明治34年)	薬の事 外用薬の話	一. 水薬と飲み方について 二. 適剤と飲み方について 三. 散薬と飲み方について 四. 錠剤と飲み方について 五. 丸薬と飲み方について 一. 吸入薬と使用方法について 二. 含嗽薬と使用方法について 三. 点滴と使用方法について 四. コロジュームの使用方法について 五. 薬の散布方法
145号 (明治34年)	外薬 浴法の事	六. 薬の擦り込みの仕方, 硬膏薬の貼付方法 七. 浴法の目的による浴法の分類と種類 浴法に使用する品物による浴法の分類と種類 浴法を体の部分によって分類した場合の種類 浴法の湯に混じる薬によって分類した場合の種類 浴法を施す場所によって分類した場合の種類 興奮浴について 清浄浴について
146号 (明治35年)	浴法の事 解熱浴 発汗浴 電気浴 鼻浴 耳浴 顔浴 手浴腕浴及足浴 座浴	解熱浴の方法と留意事項について 発汗浴の方法について 電気浴の方法について 鼻浴の方法について 耳浴の方法について 顔浴の方法について 手浴腕浴及足浴の方法について 座浴の方法について
147号 (明治35年)	浴法の事 全身浴	全身浴について 石鹸浴 曹達浴 糠浴 麦芽浴 松葉浴 硫黄浴
148号 (明治35年)	発汗療法 冷水療法	発汗療法について 冷水療法について
149号 (明治35年)	外傷の事 止血法の事	傷の種類について 感染予防 止血の必要性について 止血の機序と止血方法について
150号 (明治35年)	止血法の事	止血方法について
151号 (明治35年)	消毒の事	感染予防のための消毒の必要性について
152号 (明治35年)	外科的消毒の事	病人を看病する者の手の消毒の必要性について 手の消毒方法について

芥子泥の使い方、膀胱の洗浄法、髻法の話し、とこずれの事、外用薬の話、外薬、浴法の事、解熱浴、発汗浴、電気浴、鼻浴、耳浴、顔浴、手浴腕浴及足浴、座浴、浴法の事、全身浴、発汗療法、冷水療法外傷の事、止血法の事、止血法の事、消毒の事、外科的消毒の事は、それぞれその適応と効能、方法について述べられている。

以上の内容をみると日常生活に即した内容であり、人間が、生活する環境において寝て・起きて・食べて・お風呂に入るといった人間の生活行動と同時に、排泄物に関する記載が丁寧である。このことを考えると、家庭婦人が患者の世話をすること、特に感染症患者の看護をする機会が多くあったと推測され、医療的処置についても家族の支援が求められたと考えるのが妥当であろう。ゆえに、当時の感染症と密接に関係した内容が網羅されているのではないかと考えられる。注射や薬の与え方、外傷時の処置方法などは、看護するものが実施することができる内容のものであったことが予測され、さらに在宅で起こりうる状況を予測した内容である。

■ “環境を整える”事に関する『普通看護法』の内容検証と医学書院『基礎看護学のテキスト看護技術Ⅱ 環境調整技術』との比較検討

次に『婦人衛生雑誌』発刊の目的が職業的看護師の育成のためではなく、家庭婦人を対象としたという点から、『普通看護法』の内容は家庭における看護であり、現代では在宅療養中の病人の世話いわゆる在宅看護に類似したものと考えられる。家庭において看護していくための基礎知識を普及するためである。最初に示されたのは、“看護する人の心得”についてである。このことについては改めて検証することとし、本論では、次に示された病室の事と寝床の事が、現在の『基礎看護学のテキスト 基礎看護技術Ⅱ』（以後、基礎看護学テキストと記す）の“環境を整える”ことと類似していると考えられたために、本件について、『普通看護法』と『基礎看護学のテキスト』との比較検討をすることとした。両者の内容比較は表2に示した。尚、比較にあたっては『普通看護法』が示した第1病室の掃除について、第2病室の明るさ、第3. 空気の流通、第4. 病室の広さ、第5. 部屋の温度、第6. 音についてであり、第7. 寝床の事については適切な寝具の選択につ

いて、寝床の適切な環境の順に、『基礎看護学のテキスト』との内容を比較検討している。以下、順に説明する。

1. 病室の掃除について

まず、『普通看護法』における病室の掃除方法は、病人がいるときに障子をはいたりしないことや呼吸器疾患への配慮をした上で、はたくのではなく、指で拾い集め絞った雑巾でふき取る必要があると述べている。さらに病人のいた部屋での掃除については、十分に風を通し伝染病の場合においては消毒が必要であることを述べている。

『基礎看護学のテキスト』では、掃除の方法というよりも、患者の療養環境を整えるという視点で述べられている。その内容は、患者の周囲の環境は安全であるか、患者の状態にあった環境であるかといった視点である。環境が清潔であるかどうかについては、ベッド周囲の清掃と換気に留意が必要であると述べている。又、掃除については、埃が舞い上がらないように掃除機などを使用すること、感染予防のために消毒液を含む清潔な布でふき取ることなど、埃を舞い上がらせないこと、消毒の必要性については一致している。続いて患者の周囲の物品は十分で適切かどうかという視点で締められており、患者の自立を促すことができる環境づくりに重きをおいた内容となっており、そのためには安全で安楽な環境づくりが必要であることが強調されている。このことは基礎看護学領域の中で、もっとも基本的なこととして教育される。

今日、家庭内における掃除は専ら掃除機が使用されている。しかし、この掃除機普及前の昭和40年代の頃の掃除器具は一般的にハタキとホウキであった。研究者の経験によれば、障子やフスマのほこりは、はたきで取り除く方法が一般的であった。が、ハタキはほこりを移動させるだけである、ゆえに適切な掃除方法ではないとの寸評があったことも事実である。畳の場合には、使用したお茶の葉や新聞紙を水で濡らして小さく刻んで畳の上に満遍なくちりばめ、ほこりが立たないようにホウキで静かに掃除する方法が推奨された。

両者を比較してみると、病室の掃除については、明治時代においても清潔の必要性、病人に影響がないような掃除をすることなどについて書かれており、現在の基礎看護学のテキストと同様の内容となっている。明治においては、病人がいた部屋

表2 普通看護法の内容と現在の基礎看護技術テキストの内容比較（環境に焦点を当てて）

普通看護法（明治33-35年婦人衛生雑誌）		基礎看護技術Ⅱ（平成21年 医学書院）
129. 病室の事	第一 部屋を清潔にすること （病室の掃除の必要性と方法について）	1. ベッド周囲の環境整備 ①安全であるか ②患者の現在の状況に合っているか ③清潔であるか ④物品は十分で適切か
	第二 室の明い事 （病室の適切な明るさについて）	2. 光と音 ①採光 ②人工照明
	第三 空気の流通 （空気の流通の必要性について）	3. 空気の清浄性とにおい
	第四 病室の広さ （適切な病室の広さについて）	4. 病室・病床の選択 ①病室の選択
	第五 部屋の温度 （部屋の温度を適切に保つ必要性）	5. 温度・湿度 冷暖房による調節
	第六 騒々しきが病人に有害なる事 （病人の部屋は静かであることについて）	6. 光と音 ①騒音
病床の事	病床（ねどこ）は寝臺が最も適切 （適切な寝具の選択について）	7. 病室・病床の選択 ①ベッドの種類 ②ベッドの選択 8. 病床を整える ①まくらの選択 ②リネン類の選択 ③リネン交換（シーツ交換）
	臥床（ねどこ）の位置 （臥床（ねどこ）の適切な環境について）	

の清掃については、特に伝染病についてふれ消毒を行い日光と風を通すことと書かれている。ほこりに含まれる可能性のある病原微生物への対処、これは掃除によって除去可能なものである。これらは、現在看護師の範疇でない作業となっているため基礎看護学のテキストには書かれていない。しかしながら、看護技術学には“スタンダードブリコーション”が含まれ、院内感染も含まれた感染防止のための策が論じられている。

本学の教育課程でも地域看護学の中に『公衆衛生看護論』『在宅看護論』が含まれ、『感染症看護論』は専門看護論として別立てされている。感染のテキストには病室の消毒の必要性について触れられており、看護師が理解しておくべき事項が細分化されたことがわかる。さらに、病室の清掃という点においては、現在では、感染や清潔といった視点だけでなく、その人に合わせた環境調整の仕方、必要な物品、安全への配慮について記載されており、看護の視点が盛り込まれた内容となっている。これは、『普通看護法』を論じた者が医師であったこと、看護教育が未成熟であったこと

などが影響していると考えられる。

2. 病室の明るさ

『普通看護法』では、病室の明るさは病人の治りに非常に関係が深いと言っている。明かりはランプにすりガラスの傘をかけると強い光にならず良いこと、太陽の光の大切であるが強すぎるのは良くないことが述べられている。

『基礎看護学のテキスト』では、採光が病人の治りに関係が深いことについては直接的な表現では言っていないが、患者が療養する病室の採光については、建築基準法によって定められた採光が得られることが必要であると述べられおり、人間にとっての採光の必要性を明示している。人工照明については、具体的な数値として100～200ルクス程度が病室における目安として明示されており明治時代にはなかった具体的な数値があがっている。

両者を比較してみると、病室の明るさの調整方法が時代背景を現しておる。強すぎる明かりは苦痛を与えるため間接照明にすることや日光のあた

り具合によっては好みがあるので調整する必要がある、あるいはカーテンやブラインドなどによる光の調節など現在の基礎看護学のテキストの内容と比較的同じといえる。光は明るすぎるとよくないこと、さらに病室の照明については、100~200ルクスと具体的な数値が示されるようになった点は、環境について明治時代から議論が重ねられてきた結果であると考えられる。フローレンス・ナイチンゲール²⁰⁾は『Notes on Nursing 看護覚え書』²¹⁾に病室に欠くことのできない光とは、直接差しこむ太陽光線なのである²²⁾と述べ、陽光が室内の空気を浄化する作用を有することについて述べた。室内の明るさ暗さは、昼間・夜間で調整しなければならない問題であろうが、特に室内を清潔に保つための工夫が必要である。

3. 空気の流通

『普通看護法』では、空気の流通のよいことは部屋の明るさと共に病人にとって重要なことであると述べており、炭酸ガスが溜まること、臭気の除去、風通しといった意味で換気が重要であることが書かれている。特に、冬の日には室内を温めておきなるべく病人に風のあたらないように障子の隅を少し開いて入る空気がすぐに温まるようにすればよい。枕下に屏風を立てて風がじかにあたらないようにすると一層よい。と書かれ直接病人に風があることを避けること、部屋を温かくする工夫について述べられ、病人の環境に配慮が必要であることが強調されている。

『基礎看護学のテキスト』では、空気の清浄性は重要であり、さらに臭気を除去するうえでも重要であることを述べている。病室内に、食事の残りや排泄物・吐物などが放置されたことで発生した悪臭は、患者に不快感をもたらす、闘病意欲の低下をきたすことにもなる。汚れた空気においては、騒音と同様に原因を把握し、除去・防止を考えなければならない。さらに、窓をあけて換気するときには、患者に直接風があたることがないよう風の影響を考慮することが述べられている。

両者を比較してみると、空気の流通（換気）の必要性の点においてはほとんど一致した内容である。空気の流通は、感染症対策も含め、明治時代から重要視されている。基礎看護学のテキストにおいては、空気の清浄性と臭いというタイトルで換気が必要であると書かれており、直接病人に風があたらないように配慮しなければならない点も

同等の内容で書かれている。空気の流通（換気）の必要性の点においてはほとんど一致した内容である。人が呼吸する室内が清浄であることは、人間の健康に重要である。特に、換気的重要性についてナイチンゲールは『看護覚え書』に室内に由来する炭酸ガスの量まで指摘し、その空気を吸うことの弊害を指摘した。

4. 病室の広さ

『普通看護法』では、病室の広さは6畳から8畳が適当であり、部屋は南向きがよいと述べている。広さについては、混雑することは衛生学的に良くないとの観点から広さが示されている。

『基礎看護学のテキスト』では、具体的な数値で示されており、患者1人当たり6.4m²以上となっている。そして病室の広さとともに強調されていることがプライバシーについてである。かぎられた空間のなかで患者は生活することとなるため、床頭台やカーテンなどを用い、安寧とプライバシーが確保される病床を設定する必要があることが書かれている。

両者を比較してみると、『基礎看護学のテキスト』では、部屋の望ましい方向についてまで『普通看護法』のように述べられてはいないが、現在は、採光について建築基準法で定められる量が決められていることから部屋の方向を明示するというよりも、採光が得られることを考慮した病室でなければならないことが前提となっている。

病室の広さについては、明治時代において広さは狭すぎず、広すぎずといった曖昧な内容であるが、衛生学的な視点から決められた広さである。『基礎看護学のテキスト』は、患者1人について広さが数値として明示されている点は、やはり衛生学的な視点で吟味されてきた結果であることが考えられる。そして、現在はプライバシーについて十分に配慮しなければならない時代である。在宅における看護では、その人が生活していた空間がそのまま、療養環境となろう。現在、わが国では施設内で療養する者が多く、看護といえば病院看護が主流であった。同じ病室内で決められた間隔にベッドが設置され、3~10人の集団生活同様の療養環境が多い。この集団生活を余儀なくされる患者は生活空間が狭く、互いのプライバシーも守れない。患者の権利という問題から考えた場合、これら生活空間の問題は個人尊重の問題として重要視されるのは重要なことであると考えられる。

5. 部屋の温度

『普通看護法』では、部屋は南向きが暖かくよいことに加え寒いときは暖炉や火鉢を用いて部屋を暖かくしなければならないと述べている。病室の温度は摂氏17度～20度に保ち、夏の暑い日には、氷を鉢に盛って室内に置くことや電気仕掛けの風車(扇風機)で調整するとよいと述べられている。

『基礎看護学のテキスト』でも、病室を冷暖房によって調節する必要性を述べており、快適温度については、夏は26度(25度～27度)、冬は21度(20度～22度)と明示している。そして、人の体感温度は温度と湿度に左右されるものであり、病室においては室温だけでなく、気流や壁・天井・床・窓などから伝わる熱などのさまざまな要因が体感温度に影響を及ぼすことが述べられている。

部屋の温度から両者を比較してみると、冬は石油暖炉や湯たんぽ、夏は電気仕掛けの風車(扇風機)で調整すると良いと書かれており、現在の病院における冷暖房(空調設備)とは異なる内容であるが、看護の実際において、湯たんぽや氷枕を使用して温度調節を行なう点は現在の看護にも残る内容である。さらに、人の体感温度は温度と湿度に左右され、病室においては室温だけでなく気流や壁・天井・床・窓などから伝わる熱などのさまざまな要因が体感温度に影響を及ぼすことは、明治時代から氷を鉢に盛って室内に置くといった古典的な方法からも伺える。

ナイチンゲールは『看護覚え書』に清浄な空気が必要であると同時に、患者を冷やさない程度の室温の確保が必要である²³⁾と述べ、患者の身体から出る熱と湿気で腐敗しかかった空気を、繰り返し患者に呼吸させる、という犠牲をはらって病室を保温する方法は、間違いなく、患者の回復を遅らせ、はては生命を奪うことになる²⁴⁾と述べた。

6. 音

『普通看護法』では、騒々しいことは病人に有害であるため静かな部屋でなければならないことを強調している。部屋は台所や茶の間、便所に近い部屋を避けて部屋を選択する必要があることを述べている。病人にとって静かな環境でよく眠ることが一番大切であると述べている。さらに、日本の悪い習慣として、病人を見舞いに行く人があると付き添う人が声をかけてせっかく安々と眠っている病人を起こすということがある。これは悪い習慣なので禁止したいものであると述べてお

り、人が騒音の原因になりうることを、病人の眠りを妨げていることを強調している。よって、家族や見舞い人も病人のいる周囲では静かにしておくこと、静かな環境を提供することが重要である。

『基礎看護学のテキスト』では、不必要な音は患者に悪影響を与えると述べており、看護師自身も騒音にならないよう気をつけなければならないことを強調している。看護師は患者の療養環境の調整のために積極的に騒音の除去・予防に努めなければならないと述べている。そして、音の感じ方には個人差が大きく、患者によっては不快なこともある。とくに、物が落ちたり、倒れたりする大きな音は、心疾患のある患者の症状の悪化や、麻痺のある患者の転倒につながったりすると書かれている。

両者を比較してみると、不必要な音をなくし、できるだけゆっくりと休むことができる環境を作る必要があること、騒音が病人に有害であることなどについては一致している。

病人の見舞いがあったときに病人を起こすという悪い習慣については、現在では比較のおきない常識的な問題なのであろう。何かに直面したときどう行動するかは個人の意思決定にゆだねられることが多い。地域住民が引き起こす騒音の問題は思慮分別の欠如を意味している。

ナイチンゲールは『看護覚え書』に不必要な物音や、心のなかに予感や期待などをかき立てるような物音は、患者に害を加える音である²⁵⁾と述べ、故意であれ偶然であれ、眠っている患者を起こすようなことは、絶対あってはならないと述べた。これは気配りの問題であり、良い看護にとって必要不可欠な条件であるとナイチンゲールは説く。病院などの施設内看護は、主として集団の病室になる。この病室内における集団生活における秩序の為に就寝時間と起床時間が決められ、加えて、その施設内におけるルチンの看護が日中患者を眠らせない。昼夜逆転の患者の場合、意識して刺激を加えて起こす場合も有ろう。ゆえに、ナイチンゲールが述べた故意であれ偶然であれ、眠っている患者を起こすようなことは、絶対あってはならないという原則は、わが国、明治時代には普及していたということである。今日の時代背景、問題の質の相違がある。音の感じ方には個人差が大きく、ここでも個人尊重の時代の影響と個別性を考慮した看護が必要であることからの相違であらう。

7. 病床のこと

『普通看護法』では、布団ではなく寝だい（ベッド）が良いと述べられている。その理由については述べられていない。次に現代のシーツ交換に似た内容について述べられる。シーツの端を布団の下に折り込むことやゴム布でシーツの汚染防止に努めることなどが述べられている。枕は法師枕に限ること、シーツは清潔であること、色は白がよいこと、汚れた衣服もすぐに取り替えることが述べられる。病人が臥床している状態でのシーツ交換の際には、患者の背中を持ち上げている間にシーツを入れ込む方法の説明があり強引な方法が述べられている。そしてリネン交換の際には、換気が必要でありさらにその際のプライバシーの保持に努めること、寒気を感じさせないように気をつけることが述べられている。

『基礎看護学のテキスト』では、高さの調節を伝導でおこなう電動ギャッチベッドが使われることが多いが、高さ調節機能の必要性は転落・転倒の危険度に応じて決める。同様に、柵を取りつけるかどうかも決定する。姿勢が呼吸状態や循環状態に影響する場合には、ギャッジベッドが望ましい。集中治療室や観察室では、患者の移動・移送をすみやかにこなせるベッドが選択されることになる、といったようにギャッジベッドの使用は日常茶飯事となっている内容であり、それも病人の状態に応じて選択していく必要があると述べている。まくらは湿気と熱がこもらないものを選択し、さらにリネンの選択は綿100%がよいこと、リネン類が汚れたときはすぐに取り替えることなどが書かれている。患者が臥床している状態でのシーツ交換の方法については、体位変換をしながらベッドの片側ずつシーツを作成していくといった順序性がみられる内容になっている。

両者を比較してみると、寝床について、明治時代にはベッドを寝台と表現しているが、これを活用している人たちは恐らく、上流社会であり、通常は布団であろう。現在では、病人の世話にはベッドというのが普通であるが、畳に布団が明治の日本においては普通であっただろう。シーツにおいては、現在のような綿のシーツが不足している点からか、素材については異なる点もあるが、常に清潔に保つ必要がある点については同じである。さらに、その他の寝具においても、熱がこもらないもの、苦痛の少ないものを選ぶ事など詳細に書かれてある。

『基礎看護学のテキスト』にも枕の素材やリネンの素材について明記されている。現在の最も好ましい素材にたどり着くに至る経緯を垣間見ることができる。リネンの交換方法は、患者が臥床した状態でのシーツ交換の方法について書かれてあるが、明治においては、2人で行い、1人が患者の背中の上に手を入れて患者の上体を起こし行なうと書かれてある。もう1つの方法として患者を片方に動かして片方ずつ行なうという現在の方法が書かれてある。これまで、さまざまな方法で行なわれ、一番患者に負担とならない方法にたどり着いたと考えられる。現在では、患者のみならず看護師にも負担の少ない援助方法があることから、少しずつ1人1人の人権が尊重されていく時代になっていったものと考えられる。

ナイチンゲールは『看護覚え書』で、ベッドと寝具類について論述している。彼女は、たいいてい寝具類は不潔であり、発熱は寝具類からくる一つの症状であるとの前提から、シーツ類は洗濯したときばかりでなく使用中も風に当てること、鉄製でバネのついたベッド類が最適であり、ベッドは広すぎず高すぎないこと、カーテンつきの四柱ベッドはよくない、薄暗いところにベッドはおかないなど細かい視点で注意を与えている。さらに、るいれきが掛け物のかけ具合によって起きること、重くて通気性のない掛け物はよくないこと他、適切な枕や病人用椅子などについて述べ、病室環境の整備は患者管理の基本であり、看護婦は自分の責務は患者にあって病室にはないと考えてはいけなさと述べている。加えて、最も管理の行き届いた病棟の婦長は最もベッドづくりがうまいとまでナイチンゲールは論じる。ナイチンゲールの影響は大きく、これらの内容が明治時代の『普通看護法』に反映していることがわかり、現代の基礎看護学教育にもつながっている。

ナイチンゲールの『看護覚え書』は、当時のイギリス社会でベストセラーになったほどの著作であり、人々の日常生活と健康との関係を丹念に述べたものである。それは看護の教育のためではなく、全ての女性たちに向けられた著作である。ナイチンゲールは著作の中で、人々の日常生活と健康との関係を考察しながら、看護であることとないことを論じている。その内容は、換気と保温・住居の健康・小管理・騒音・睡眠・変化・食物・食物の選択・ベッドと寝具類・陽光・部屋と壁の清潔・からだの清潔など、極身近ではあるが、緻

密で繊細で壮大なスケールで健康を科学的に捉えようとしたものである。特に本論の主題である“環境を整える”という点からは換気と保温・住居の健康・小管理・騒音・変化・ベッドと寝具類・陽光・部屋と壁の清潔などが挙げられよう。

京都看病婦学校で看護教育に参画した佐伯理一郎²⁶⁾は、『婦人衛生雑誌』145号(12月)に、『患者の特異性及び看護婦の監督に関するナイチンゲール女史の訓戒』²⁷⁾を寄稿している。その内容は「フローレンス・ナイチンゲール女史の多くの患者に対する特異性の観察及び之に必ずべき看護婦の監督指揮は、実に吾々の及ぶこと能はざる拔群の経験、故に余は女史の著書“Notes on Nursing” by Florence Nightingale より其最も必要な点を左記に抜粋せん。」と述べられ、特に騒音、睡眠、変化、食物などがその主要な論点として彼自身の言葉で述べられている。当時、ナイチンゲールの著作は非常に重要な論点として紹介されている。『婦人衛生雑誌』の読者は、人の健康的な生活と衛生の問題に関心を寄せ、注意を寄せたであろう。

竹見らは『フローレンス・ナイチンゲールの看護思想の形成—医学史における「換気の重視」の意味—』²⁸⁾について次のように解釈している。

第1に医学的要因。これは1830年から1860年にかけてヨーロッパで4度に及ぶコレラの大流行を経験したことから影響を受けたと考えられる。第2に社会的要因である。19世紀半ばのイギリスは産業革命を成し遂げ、世界工場として経済的繁栄を誇っていた。工業化に伴う都市への急激な人口流入により無計画、無秩序な市街が拡大し、上下水道、街路舗装、排泄物処理の不備とあいまって、都市の衛生状態は極度に悪化し、様々な伝染病が蔓延したことから、劣悪な空気による伝染病との関連を証拠づけるものと考えられる。第3にクリミア戦争従軍時の個人的体験であると推察される。数人の患者しか収容していなかったテント病棟で死亡数が半減したという経験から過密で換気不十分な場所では死亡する確率が増加すると理解された点であった²⁹⁾。

以上のような内容は、わが国における状況とも重なる部分がある。1876年(明治9年)にわが国はコレラの大流行が始まった。さらに、婦人衛生雑誌にも寄稿されている坪井次郎翻訳『衛生綱領』³⁰⁾をみると、工場の衛生について述べられている章がある。まず総論では、細菌について述べられ、続いて土や水、空気といった内容となっている。

換気や採光法など現在の環境に関する内容に類似するものもある。そして、栄養、伝染病について触れられ、工業衛生法で締められている。このような類似点を加味したとき、日本の衛生に関する知識はイギリスをはじめとするヨーロッパからの知識の影響が大きいことが考えられる。

『普通看護法』が薦める技術は、その根拠性が明記されているといいがたいが、しかし、ナイチンゲールの『看護覚え書』が1860年代に出版され、そのみずみずしさに感動している今日、看護基礎教育にある、あるいは臨床で看護実践しているものたちが、現在の看護技術を改めて検証し、妥当な教育法を開発していくことが重要であろう。

■ 明治時代の女子教育政策と婦人衛生雑誌『普通看護法』の位置づけの検証及び検討

わが国における女子教育は、江戸時代においては特に儒教的要素を有していた。江戸時代中期の儒学者、貝原益軒は1713年(正徳3年)に『養生訓』³¹⁾を著した。著作の中で、日常生活における個人衛生の重要性とその実施法についてわかりやすく述べている。益軒は著作の序文に「人の身は父母を本とし、天地を初とす。天地父母のめぐみをうけて生まれ、又養われたるわが身なれば、わが私のものにあらず。天地のみたまもの、父母の残せる身なれば、つつしんでよく養ひて、そこなひやぶらず、天年を長く保つべし。是天地父母につかへる奉る考の本也。」³²⁾と述べた。つまり、彼によれば自分が今そこに存在しているのは、天地の恵みによるものであると同時に父母によって養われたものである。人間の生は父母を通して存在するが、その実は神から授かったものである。したがって、自分の体は粗末にはしてはいけないと述べているのである。貝原益軒はこの著作を通して、人の生涯を健康で長生きするようにと説き、その方法を論じている。彼の方法は食事・排泄といった人々の日常生活に即したものであり、その方法を実行すれば健康的な生活が得られ、長寿に結びつく。長生き、それこそが生を受けた親に対する孝行であると彼は説く。しかしながら、これは読・書きができる人だけが実施しえるものである。一般的に庶民は無学であった。

佐々木秀美著『歴史にみるわが国の看護教育—その光と影—』³³⁾によれば、明治初期に文部省が創設され、教育政策としては“学制”によって男

女平等の教育が開始されている。全ての人に教育をとということで発布されたこの“学制”による教育政策も、武士社会の封建的な体制が残る世襲制度の継続とさらに、女子は低い地位とされていた男尊女卑の傾向が色濃く残る時代にあつて、男女平等の高邁な思想は実現できにくい状況であつた。

江戸時代には寺子屋という教育所があつたが、それも極わずかな人々がその恩恵に浸っていた。“学制”における教育方針は男女共学が大前提であつた。わが国の教育顧問としてアメリカから招かれたモルレーは、子供の教育をするのは母親であるから、女子も男子と同等に教育する必要があると考えていた。モルレーは「女子は児童教師として最良である」³⁴⁾と述べ、女性が教師としての好条件を持っていると述べている。又、1874年(明治7年)に、田中不二磨文部大臣は「人民ヲシテ暫時漸次開明ノ域ニ臻(イタ)ラシメント欲スル、女子師範学校ヲ設クルヲ以テ一大要務トス。蓋シ女子ノ性質婉(エン)静萱(ギ)ニ能(ヨ)ク其ノ教科ヲ請ズルヲ得ルノミナラズ向來幼穉(チ)ヲ撫養スルノ任アレバナリ」³⁵⁾という建白書を太政官に提出した。彼等の要望によって1875年(明治8年)東京女子師範学校が設立された。課業として、地理、歴史、物理学、化学大意、修身学、書取り、作文、数学、経済学、博物学、教育論、記録法、養生論、手芸、画学、唱歌、体操、授業法、実地授業などが含まれた。

女子師範学校の課業で看護関係から注目したいのは養生論である。『教員養成』³⁶⁾にはフィラデルフィヤ医学校の小児科医ゲッセルの著作『子供育草』³⁷⁾、アメリカのハスケル著作『家政要旨』³⁸⁾、クレンケとハルトマンの育児書『母親の心得』³⁹⁾、マルチンダルの『養生浅説』⁴⁰⁾等が養生論として紹介されている。

『子供育草』は、その緒言に書かれているように小児養育に必要な哺乳、睡眠、浴場の方法から衣食住にいたるまで、懇切丁寧に記述されている。例えば、浴場の方法という項目では不潔が病気をもたらすと述べられ、身体の清潔に対する習慣を子供のころより持たせることが大切であると述べられている。空気については、悪い空気を吸うことは身体にとって悪影響であるとして、室内の換気の仕方を図示しながら説明している。それらは子供の身体を強健にするために必要な事柄であると述べられた。

『母親の心得』は、訳者が序文で述べているよ

うに、ドイツ人医師クレンケ著作の『ムッテル、アルス、エルチヘリン』と、同じくドイツ人ハルトマン氏の『養生説』を加えた著作である。訳者は、女性は結婚して子供を産んだら、その子供を養育することが大きな任務であると述べている。著作の主な内容は知恵の発達と五感、子供の遊ばせ方、言語の教え方など、子供の成長・発達に関することである。続いてその成長・発達段階で引き起こされる子供の病気の対処法について述べている。

『家政要旨』は、訳者の弁によれば将来主婦になるべき女性は、家庭を切り盛りする役割があるから家事管理について学ぶ必要があると述べている。その内容は家屋の購入から雇い人の取り扱い方、客のもてなし方、料理、洗濯にいたるまで懇切丁寧に書かれている。下巻は妊娠・出産・育児に対することが多い。特に出産に関しては分娩前・中・後の看護の仕方まで記述されている。家庭出産が主流であつた頃には、出産の経験者や産婆と呼ばれる職業の者が出産に携わつた。この方法だと出産に直接携わる者の他に介助者が必要である。故に、何をすべきか教育する必要があるのだらう。この著作は看護を専門とする女性たちが学ぶにふさわしい内容である。

『養生浅説』は、空気・水といった項目が入り、人体の発育等医学的なニュアンスの強い内容である。しかも最後に看護法が書かれている。養生学の目的は人身の発育を変動する諸般にあわせ、諸機能を健全に発育させることであるとして、その方法を述べている。女子師範学校で教育された養生論は、子供の健全育成に関わる内容で構成され、どちらかと言えば、医学・看護学的要素の強い内容である。

人々の健康に関する教育に関してナイチンゲールは人一倍関心を持っていた。1860年(万延元年)に出版した『看護覚え書』の序文に、その本の目的は看護教育のためではなく、イギリスの女性たちに向けて書いたものであると述べ、「学童のうちの少女達、彼女達もやがては母親となり」⁴¹⁾と書いている。ナイチンゲールは女教師達に家庭の中の新鮮な空気や清潔といったことなど、少なくとも人々の健康問題に関する教育を行う必要があると述べている。彼女は教育された女教師達が少女達にその教育を施していけば、伝染病等も未然に防げると考えた。わが国でもこの頃、家庭看護が主流であつたから、女教師養成への教育内容に

養生論が含まれたと考える。

ナイチンゲールは、こと家庭衛生に関する限り、女性たちに期待しなければならないのに、健康上の知識の欠如が甚だしく、母親達は自分の子ども達に健康な生活をもたらす方法—即ち、健康の法則についての知識を十分持ち合わせていない⁴²⁾と述べ、公衆衛生などの知識の普及が必要があると考えた。わが国でも迷信や魔術による治療が一時代の主流であり、特に伝染病に対する科学的知識は普及していなかった。伝染病はそれ専門の病院に収容して隔離するのが最も良い。しかし、病院が不足した場合、あるいは軽い場合は家庭内で療養することになる。家庭もある意味では一つの隔離状態を作り出すことが出来る。しかし、病識があって看護を行うのとそうでない場合との差は大きい。家族の健康を守る役割を有した当時の女性達、そうした知識を持つことは必要であろう。

その後、師範教育の中で女子に対して家事の科目が追加されたことから“家政読本”が次々と出版された。明治期の家政書としては、1888年(明治21年)出版の林吾一⁴³⁾著『家政読本』、1889年(明治22年)出版の瓜生寅⁴⁴⁾著『通信教授 女子家政学』、1888年(明治23年)出版の清水文之輔⁴⁵⁾著『家政学』などがある。いずれも家族の衛生や家庭内の健康などがその論点である⁴⁶⁾。華族女学校の教授となった下田歌子⁴⁷⁾は、1891年(明治26年)『家政学』を出版した。著作の中で彼女は「看病は、最も、仁慈なる女子に、適当なる行にして」⁴⁸⁾と書いている。下田歌子は、女性は看病をするに相応しいと考え、家庭において最愛なる家族のために看病の責任を負うべきであるとして、著作の中に看病法を取り入れた。

そして、明治政府は英米思想を吸収する一方で、儒教主義的な江戸武家社会における家族制度を採用することで混沌から秩序を生み出し、国民を一体化しようとした。これは家族生活を考えるというより、家父長制度を法律上規定し、それを強化することで、従順な臣民をつくるという目的からのものであり、個人の人権という観点からは大きく逸脱したものであった。

森有礼⁴⁹⁾が1888年(明治21年)の学事巡視の際に述べた女子教育に関する見解は「夫レ女子ノ天然ノ教育トシテ、教育上大切ナル地位ヲ占メ、其児童ヲ引受クル者ナルガ、其之ヲ教育スルニ方リテ、教育ノ要点ナル国家ノ独立ト云コトヲ、其脳中ニ記憶シ、以テ児童ヲ薫陶セザルベカラズ、サ

レバ女子ハ常ニ此精神ヲ以テ、女子ト雖モ、国家ノ為ニハ、身命ヲ捨ザル可ラズトノ覚悟ヲナシ、而シテ其引受ノ児童ニ対シテハ、国家ノ為ニハ命ヲ致タスノ義心ヲ養成セザルベカラズ」⁵⁰⁾というものであった。彼の主張は、女子は子供を教育する自然が与えた役割があり、子供を教育するには常に国家の事を中心に考える子供になるように教育すべきである。女子であっても国家の為には命をも捨てる覚悟を持つように教育されるべきであるというものであった。森有礼はもともと、女子教育に関しては“学制”の頃の理念のように良妻賢母という形で積極的であった。それは女性を職業婦人として教育しようというのではなく、また、さりとて、個人としての人格の陶冶といったものでもなく、国家を強固にするために母親になる女性を教育して行かねばならないといったものであった。

家庭内における男女の役割については、1901年(明治34年)に文部大臣になった菊池大麗⁵¹⁾が行った演説「男子は職業、女子は家政の役割に分業し、現実には、職業に従事する女子が存在するとしても、特に、当時の用語に従えば、下等社会の現象として、女子の理想像を中等社会に求め、そうした女性に良妻賢母を期待する」⁵²⁾に明確に見ることができる。

1902年(明治35年)、正岡子規⁵³⁾は『病床六尺』で、「死生の問題は大問題であるが、それは極単純なことであるので、一旦あきらめてしまえば直に解決されてしまう。それよりも直接に病人の苦楽に関係する問題は家庭の問題である、介抱の問題である。」⁵⁴⁾と述べ、その看護の任に当たるべき家族が、看護が下手であること、家事をしながらの看護は、患者がかんしゃくを起さなくても済むような心配りの看護ではない。その上、女性達は庭掃除が先か、患者を慰めるのが先かの判断もできないと述べ、無学な女性達に教育を施さなければならないと結論づけた。同時に彼はその教育というのは女子に看護婦の修行をさせるのではなく、普通の常識程度の教育を施し、病人ができたときにどう介抱するかという知識くらいは有するような教育が必要であると述べている。

子規は彼の自身の経験から、病気の介抱には精神的と形式的の二種があり、前者は看護人が同情を以って病人を介抱することであり、後者は病人をうまく取り扱うことであると述べた。世の中にたくさん存在する看護婦なるものは、この形式的

看護の一部分を行うものである。看護婦は医師の助手的な存在であり、よほど気の利いたものでなければ病人の満足を得るのは難しい。たとえば、蒲団が重そうだなと思ったら、そっと蒲団を軽いものに変えてやるとかといった些細な事を行う。それはその人の気の利き方で看護の上手と下手が分かれるものであると述べている。この様に、正岡子規の記述の中に家庭看護を担う女子の教育、すなわち明治期の女子教育論を見出すことができるのである。家族と看護婦が協力して患者にとっての最も良い援助の方法を一緒になって考える。そして、それは家族の強みを利用する家族看護論・在宅看護論の趣旨とも一致する考えである。

そして、看護婦教育が開始されたのは、1885年(明治18年)であり、有志共立東京病院看護婦教育所が最初である。このころより、看護師は天職であり知識や態度を持ちえた人物であることを強調されるようになった。森有礼が学事巡視の際に述べた「女子ト雖モ、国家ノ為ニハ、身命ヲ捨ザル可ラズトノ覚悟ヲナシ、而シテ其引受ノ児童ニ対シテハ、国家ノ為ニハ命ヲ致タスノ義心ヲ養成セザルベカラズ」という言葉は、看護教育に最も顕著に適用され、国家に保護されながら、戦争との関連で発展した。他方、女子教育も良妻賢母主義教育という立場から、国家に須用なる人物の育成を担った。家庭を守り、子どもを育てるのは女性であるから、女性が賢くなるのが家族の機能維持には必要、あるいは子どもの健全育成・家族成員の健康保持には必要であるとの見解から、女性を賢くしようという流れとなり女子教育が家庭教育を始めとして活発化しようとしており、看護教育や女子教育に関する変化や新潮を迎えていた時代であった。

家庭における女性の役割が多様化する現代において、家族の機能が低下しているといわれるが、看護を健康との関連で熟考使用とした場合、家族の健康の保持増進は誰が担うのか、あるいはそのセルフケア能力が低い家族に対してどのようにサポートするのかなどの問題は女子教育のみならず、人々の健康の担い手すべてが考えなければならない課題であろう。

総じて明治期の婦人衛生雑誌は、女性が家庭における看護を担うことを目的としており、現代でも少なからずその軌跡がうかがえる。女性の家庭における家政学としての役割は根強く残っており歴史的にも長く、女性の役割に対する価値観が多

様化しているとはいえ、性別分業論を払拭できない現実があることも示唆された。

■ おわりに

明治時代に発刊された『婦人衛生雑誌』に掲載された『普通看護法』の内容を検証し、特に環境を整えることについて、現代の基礎看護学のテキストとの内容比較とから、明治以降、歴史的・文化的の価値変遷の中で、看護がどのように位置づけられてきたのかを検討した。

『普通看護法』に論述された病室の掃除、病室の明るさ、空気の流通、病室の広さ、部屋の温度、音、寝床の事(適切な寝具の選択)、寝床の適切な環境は現在基礎看護領域で教授している”療養環境”に類似した内容であるがしかし、時代背景が異なるために若干の相違があった。環境を整えることについての比較では、当時、家庭看護が主流であったことから、その時代の女子教育の一環として『婦人衛生雑誌』が位置づけられていたといえることができる。

『普通看護法』の著者を含め看護法に関する著者は全て医師であったことは、当時の看護の位置づけが家庭における看護に特化しており、看護師の地位が未確立であることも考えられた。

上述した病室の掃除、病室の明るさ、空気の流通、病室の広さ、部屋の温度、音、寝床の事(適切な寝具の選択)、寝床の適切な環境という項目は、独立しているようであるが実はそうではなく、人々が健康的な生活をするに相応しい一連の環境なのである。患者が療養する環境の良し悪しは、疾病からの回復にも影響されるとして、ナイチンゲールは『看護覚え書』に締め切った室内の炭酸ガスの量まで指摘し、その空気を吸うことの弊害を指摘した。そして、人が呼吸する室内が清浄であるとして、特に、換気や保温の重要性について論じている。患者が療養する環境を整えることは、患者が疾病から回復するための最も基本的な要素である。その要素はナイチンゲールが論じた様に看護管理の重要事項であり、看護の良し悪しを図る尺度にもなりえる。

時代の流れの中で変化してゆく環境とその中で生活する人々の暮らしを守るための知識を、どのような手段でどのように普及していくかということは社会全体にとって重要な事項である。家庭における女性が知識として得るために『婦人衛生雑

誌』が発刊されたことは社会の安寧にとって必要なことであったことであらう。これらは、当時の看護師たちが、社会的にどれだけ卓越した知識と国民の意識啓蒙に貢献したかということである。その意味で『婦人衛生雑誌』は、女性に衛生思想を普及させる重要な役割を果たしたといえよう。

現在、看護において環境を整えることは看護師が患者の療養環境を整えるという意味で捉えるが、環境を整えることは、伝染病から人々を守るための衛生状態の改善、産業化に伴う社会の繁栄と同時進行で行なわれた劣悪な地域や工場の環境改善といった歴史を経てきたものであることがわかった。その意味で連載された『普通看護法』は、看護法を単なる技術教育としての位置づけではなかったということは言えるであろう。

現在、看護教育も細分化され、特定領域の中で、教育される傾向にあるが、基礎看護学における技術教育は、対象の生活環境を考えて“環境を整える”こと一つについてさえ、臨床看護に特化した施設内の環境ということのみならず、家族看護及び在宅看護との関連において考えていかなければ

ならない。そして、看護界では“ケアリング”という概念が普及しつつあるが、この“ケアリング”の中に、日本文化に深く浸透している気配りの世界があると研究者らは考えている。

歴史研究は、現在の地点において解決しなければならない問題を過去からの連続として捉え、将来どのようにすべきかの“温故知新”の考え方にその研究の価値がある。したがって、単に技術が古いとか新しいとかの問題ではなく、歴史的・文化的背景、世界情勢や社会の衛生状態、疾患の流行、環境の変化などを複合的に、かつ、グローバルな視点で検討し、個人尊重の時代の影響と個別性を考慮した看護が必要であると考えられる。それは、患者の権利である。

尚、著者 T・S については当時の最高学府に在籍中の医師であったことが考えられた為に、記述した内容と著者との関係を明らかにしていくことも視野に入れた検証過程ではあったが、確証は得られず、今後の検証課題としたい。その他の項目についても引き続き検討を加えながら、看護技術教育を幅広い視点で検討を加えていきたい。

注

- 1) 大日本婦人衛生会編；婦人衛生雑誌，大空社，1990年。
- 2) 大日本婦人衛生会；発起人荻野ぎん子，岡田美寿子，松浦里，鈴木まさなどの医療関係者によって設立された。その目的は『衛生学雑誌』第一号(明治21年3月発行)の私立日本婦人衛生会趣意書に示されたように、健康的な生活を送るための日常生活上の衛生、すなわち、衣服の洗浄法、食物の調理法、看病法、育児法などについて女性たちに意識啓蒙するためである。本会は徐々に衰退したようで、機関紙である『衛生学雑誌』も1926年(大正15年)の382号で終了している。
- 3) 荻野ぎん子(1851-1913)；日本最初の女医の医師試験合格者。16歳で結婚、2年後夫から性病を移され、離婚。順天堂医院に2年間入院し、治療を行う。その後、自ら医師になることを決意、1873年(明治6年)漢方医井上頼園に入門、1875年(明治8年)東京女子師範学校を経て、1875年(明治12年)私立医学校の好寿院に進学、1878年(明治15年)卒業した。医師免許に合格した後、本郷湯島に産婦人科荻野医院を開業、まもなく下谷に移り治療に専念する。海老名弾正から洗礼を受け、キリスト教徒になる。その後、日本基督教婦人矯風会風俗部長としても活躍する。
- 4) 鈴木まさ(1857-1940)；静岡県土族加藤信盛の長女として生まれた。横浜のフェリス・セミー(現在のフェリス女学校)に学んだ。夫は西南の役に大隊長として活躍した鈴木良光陸軍歩兵少佐であったが、仙台の陸軍病院で病死した。夫の死後、桜井女学校付属看護婦養成所に入学、卒業後は東京帝国大学医学部附属医科大学第一医院の内科婦長として勤務した。
- 5) 私立大日本婦人衛生会副会長加藤鈴子他；私立大日本婦人衛生会趣意書，p1，婦人衛生雑誌，第一号，1887年。
- 6) 岡田美寿子；愛媛県の医師の娘。両国矢ノ倉の桜井産婆学校出身の女性で、荻野吟ともに医術開業試験を受けた一人。桜井女学校に籍を置く。『日本女医五十年史』より
- 7) 松浦里(1861-1891)；1881年(明治18年)に東京医術開業試験に合格したが、肺を病み、有志共立東京病院で静養していた。病状が回復した頃から看護婦を志すようになり、1882年(明治19年)に看護

- 婦補として東京慈恵医院に採用された。リード帰国後、看護婦総取締りになった。大日本婦人衛生会の幹事。
- 8) 加藤鈴子；加藤弘之（1836-1916）の妻。加藤は日本の政治学者、教育家、官僚、勲等は勲一等、爵位は男爵、学位は文学博士、帝国大学総長でもあった。
 - 9) 南部隈子（1863-1933年）；大隈重信の長女、佐賀に生まれ、南部英麿（1856-1910盛岡南部家当主の次男 早稲田大学の発展に貢献した）と結婚する。
 - 10) 藤崎郁他；系統看護学講座専門分野Ⅰ基礎看護技術Ⅱ基礎看護学〔3〕, 医学書院, 2009年。
 - 11) 西園寺公望（1849-1940）；日本の政治家、日本の公家、立憲政友会第二代総裁、第12・14代内閣総理大臣、血筋的には天皇の男系子孫であり、東山天皇の6世孫である。実父は右大臣徳大寺公純、西園寺は1882年(明治15年)伊藤博文が憲法調査のためにヨーロッパを歴訪した際随行し、1894年(明治27年)、第二次伊藤内閣の文部大臣として初入閣。1900年(明治33年)には立憲政友会旗揚げに参画した。
 - 12) 杉田暉道他著；看護史, p139, 医学書院, 1987年。
 - 13) 関藤治朗著；普通臨床看病法, 誠之堂書店, 1900年。
 - 14) 亀山美智子著；近代日本看護史Ⅳ看護婦と医師, p211, ドメス出版, 1997年。
 - 15) 亀山美智子著, 前掲書14), pp205-206。
 - 16) 光田健輔（1876-1964）；20歳で日本の医術開業試験に合格。済生学舎を経て東京大学病理学選科で山際勝三郎教授（病理学者）に師事。1898年(明治31年)養育院に出向、東京市養育院看護婦養成所で看護教育に参画、後に国立長島愛生園初代園長となる。ハンセン病の研究で知られ、ハンセン病治療の第一線で活動した。
 - 17) 菅井竹吉；1899年(明治32年)から1年コースで開始された東京市養育院看護婦養成所で、光田健輔と共に東京帝国大学医科から派遣され、看護教育を担当していた。後に外島保養院院長となり、療養所内での結婚を認めるべきであると主張した。
 - 18) 菅井竹吉著；余が二十年間の実験及び研究, 吐鳳, 1913年。
 - 19) 菅井竹吉著；癩の治療法, 丸善, 南山堂, 1914年。
 - 20) フローレンス・ナイチンゲール（Florence Nightingale 1820-1910）；イギリスの看護教育及び社会改革家。イタリアで生まれ、ドイツのカイゼルスウェルト学園で看護を学んだ後、婦人病院の看護監督官になる。1854年(安政1年)、クリミア戦争勃発後に看護婦として従軍し、クリミアの天使と呼ばれた。1860年(万延1年)、聖トマス看護婦学校を創立、卒業生を以ってその優秀性を示し、ナイチンゲール方式と呼ばれる看護教育方式が世界中に広まった。その思想の根本には人々の健康と公衆衛生の普及という概念があり、女性をしてその役割が果たせるように企画したものである。女性の解放及び自立という意味でもナイチンゲールの果たした役割は大きく、実践的女性解放主義者とも呼ばれる。
 - 21) Florence Nightingale（1860）；Note on Nursing, pp188-189, Scutari Press, 1992.
 - 22) Florence Nightingale（1860）；前掲書21), p113.
 - 23) Florence Nightingale（1860）；前掲書21), p22.
 - 24) Florence Nightingale（1860）；前掲書21), p24.
 - 25) Florence Nightingale（1860）；前掲書21), p81.
 - 26) 佐伯理一郎（1862-1952）；明治期から昭和初期にかけての名高い産婦人科医で看護師・助産師教育者。看護教育の実質的責任者として、戦後の教育改革までその責任者になった。著作に『普通看病学』がある。
 - 27) 佐伯理一郎著；患者の特異性及び看護婦の監督に関するナイチンゲール女史の訓戒, 衛生学雑誌, pp21-26, 1901年。
 - 28) 武見綾子, 友松憲彦著；フローレンス・ナイチンゲールの看護思想の形成—医学史における「換気の重視」の意味—, 第37回看護総合, pp21-23, 2006年。
 - 29) 武見綾子, 友松憲彦著, 前掲書28), pp21-23.

- 30) ドクトル・プラウスニッツ原著，坪井次郎訳；衛生綱領，日新書屋，1897年。
- 31) 貝原益軒著，石川謙校訂；養生訓，岩波文庫，1993年。
- 32) 貝原益軒著，前掲書31)，p24。
- 33) 佐々木秀美著；歴史にみるわが国の看護教育—その光と影—，青山社，2005年。
- 34) 片山清一著；近代日本の女子教育，p15，建帛社，1881年。
- 35) 唐沢富太郎著；教師の歴史，p107，創文社，1955年。
- 36) 梅根悟監修；世界教育史体系，教員養成，講談社，1974年。
- 37) F・ゲッセル著，村田文夫訳；子供育草，玉山堂，1874年。
- 38) ハスケル著，永峰秀樹訳；家政要旨，1874年。
- 39) クレンケ・ハルトマン著；近藤鎮三訳；母親の心得，1875年。
- 40) マルチンダグ著，小林義直訳；四民須知養生浅説，蘆灣漁舎櫛，1875年。
- 41) Florence Nightingale；前掲書21)
- 42) Florence Nightingale；前掲書21)，p18。
- 43) 林吾一；東京師範学校出身で，大日本教育会や国家教育社の役員にもなった教育関係者。
- 44) 瓜生寅（1842-1913年）；福井藩士の生まれ。幕末に英語を学んで私塾を開き，維新後は文部省教授として学制起草委員となった。
- 45) 清水文之輔（1868-1955）；福井県生まれ。帝国大学卒業，高等学校教授を経て実業界の要職についた。
- 46) 中村美知子他著；日本の家政書にみる看護法，看護教育，Vol.31，No.13，pp864-869，1990年。
- 47) 下田歌子（1854-1936年）；明治から大正にかけて活躍した教育家・歌人。女子教育の先覚者。
- 48) 中村美知子他著；日本の家政書にみる看護法，看護教育，Vol.31，No.13，p37，1990年。
- 49) 森有礼（1847-1889）；薩摩藩士。野景範に英学を学び，イギリス・アメリカに留学，一次伊藤内閣の時に初代文部大臣となり学校制度の改正を行う。私財により商法講習所（現在の一橋大学）を設立した。
- 50) 片山清一著；前掲書33) pp5-56。
- 51) 菊池大麗（1855-1917年）；明治大正時代の哲学者，教育家にして政治家。1898年（明治31年）帝国大学総長となり，1901年（明治34年）文部大臣となった。
- 52) 梅根悟監修；前掲書35)，p 276。
- 53) 正岡子規（1867-1902年）；小説家。雑誌『ほととぎす』を刊行した。
- 54) 正岡子規著；病床六尺，pp106-107，岩波文庫，2000年。
- 55) 荏原順子；大正・昭和期の雑誌における看護の記述 雑誌「婦人之友」の紙上講習「家庭看護法」を題材に，新潟青陵大学紀要 第8号，2008。

英文抄録

The standard nursing method in “Women’s Hygiene,” a Meiji magazine, and the meaning of female education in the Meiji era

Hiroshima Bunka Gakuen University
Graduate course Nursing science research course
Fumiko Nakai and Hidemi Sasaki

This study investigates the contents of an article entitled “The standard nursing method” published in *Women’s Hygiene*, a magazine from the Meiji era, and compares the basic science in the nursing curriculum currently adopted for nursing training with the published nursing curriculum from the Meiji era. The nursing curriculum from the Meiji era had a purpose similar to that of today’s nursing skill training.

The principles of an appropriate environment were the cleanliness of the sickroom as indicated in “The standard nursing method.” The brightness of the sickroom, circulation of air, area of the sickroom, temperature of the room, sounds, type of bed, and choice of appropriate bedding are similar to the medical treatment environment as now taught in basic nursing.

However, the Meiji era was a period when woman’s role was to protect the home. Consequently, there are some differences in the contents and method since “The standard nursing method” was teaching student nurses who were aiming towards the nursing profession.

Key word: The Meiji Era, Nursing education, Nursing method, femal education, Appropriate environment.